

独立社外取締役の選任に係るガイドライン及び独立性基準

SCAT株式会社（以下「当社」という。）は、独立社外取締役の選任において遵守すべき事項、及び独立性判断に係る基準を、それぞれ以下のとおり定める。

I 独立社外取締役の選任に係るガイドライン

当社は、独立社外取締役の候補者指名及び選任において、以下の諸点を遵守する。

1. 当社は、独立社外取締役が業務執行取締役や支配株主とは異なる独立した立場より経営の監督を行い、もって当社のガバナンス体制強化への貢献が期待されていることを念頭に置きつつ、候補者については特に次に掲げる観点から適切と思われる人材を総合的に検討した上で、株主総会に対して選任議案を提出する。
 - ① 当社事業に関する知識及び企業経営に関する経験を豊富に有すること。
 - ② 遵法精神に富んでおり、業務執行取締役や支配株主とは異なった立場からの経営の監督において十分な資質を備えること。
 - ③ 選任時点において当社以外に多数の上場会社の役員を兼任しておらず、その他にも当社役員としての職務執行において支障をきたすべき特段の要素がないこと。
 - ④ 当該候補者が選任される場合に、他の役員との関係において、取締役会・監査役会のいずれにおいてもメンバーの知識・経験・専門能力に特段の偏りが無いこと。
2. 当社は、東京証券取引所をはじめとする国内金融商品取引所の定める規程・ガイドラインを遵守する。また次に定める「独立性基準」を、候補者指名及び選任に係る条件とする。

II 独立性基準

当社は、独立社外取締役が次の各号のいずれにも「該当しない」場合、当該独立社外取締役が当社からの独立性を有し、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないものと判断する。

1. 当社及び当社の子会社（以下総称して「当社グループ」）の業務執行者（※1）
 - ① 当社グループの業務執行者
 - ② 過去10年間に於いて、当社グループの業務執行者であった者。
（ただし過去10年間のいずれかの時に於いて当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことのある者はそれらの役職への就任の前10年間）
2. 主要株主（※2）、またはその業務執行者（株主が法人の場合）
3. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
4. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社、またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
5. 当社の法定監査を行う監査法人に属する者
会計監査人である公認会計士、または監査法人の社員、パートナー若しくは従業員
6. 主要取引先
 - ① 当社を主要な取引先とする者、またはその業務執行者
（直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた者）

② 当社の主要な取引先とする者、またはその業務執行者

(直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者)

7. 法律事務所・監査法人・税理士法人又はコンサルティング法人等であって、直近事業年度において年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社から受けた法人等に所属する者。
8. 当社グループとの間に取引関係が存在する役員であり、かつ役員報酬以外に直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家である場合。
(当該利益を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
9. 当社グループから、直近事業年度において1,000万円を超える寄附又は助成を受けている組織の業務執行者。
10. 当社グループが借入れを行っている主要金融機関(※3)、またはその親会社若しくは子会社の業務執行者。
11. 過去3年間のいずれかの時点において、上記1~10のいずれかに該当していた者。
12. 上記1~11のいずれかに該当する者(重要な地位にある者(※4)に限る。)の近親者等(※5)。

注) 補足

- ※1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。但し、監査役は含まれない。
- ※2 主要株主とは、議決権保有割合10%以上を直接又は間接保有する者をいう。
- ※3 主要金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- ※4 重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士等、組織において重要性を有すると客観的に判断される者をいう。
- ※5 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

以上